

高額介護サービス費の算定誤りについて

介護保険制度には、1ヵ月の介護サービスの利用者負担額の合計額が、所得区分ごとに設定された上限額を超える場合に、当該超過分について払い戻しする制度があります。

この度、本町が使用する京都府自治体情報化推進協議会の電算システムに誤りがあり、高額介護サービス費を少なく支給していたことが判明しましたので、対象となる方に追加支給を行います。

今後、対象者に説明しお詫びするとともに、可能な限り速やかに追加支給に必要な手続きを行ってまいります。

1. 概要

高額介護サービス費を算定する際、公費負担医療（難病患者等に対する特定医療費の支給）の対象となっている介護保険サービスの利用者について、他の介護保険サービスの自己負担額に含めずに計算していたため、支給額に不足が生じたものです。

2. 追加支給について

- (1) 対象期間 令和元年12月～令和4年4月サービス利用分
- (2) 対象者 3人（3世帯）
- (3) 追加支給額 合計12,770円

3. 経過

令和3年12月23日付けで厚生労働省から全国の市町村に対して、高額介護サービス費の事務が適切に行われているかを確認・報告するよう通知があり、令和4年6月30日に本町が使用する京都府自治体情報化推進協議会の電算システムがバージョンアップされ、算定し直した結果、追加支給の対象者と支給額が判明したものです。

4. 今後の対応

対象者へのお詫びと速やかな追加支給の手続きを行うとともに、制度改正等に伴うシステム改修に適用条件の確認の徹底を行なうことで再発防止に努めてまいります。

問い合わせ先

与謝野町役場福祉課

担当：芳賀

電話：0772-43-9021